

『『デジタル技術・情報の利活用を阻むような規制・制度・慣行等の重点点検』に関するパブリックコメント』に対する意見

[2009 年 8 月 6 日提出]

規制、制度、慣行、又は手続等の名称	インターネット資料の利活用について
規制、制度、慣行、又は手続等の現状	インターネット資料の利用方法の一つとして、広くプリントアウトが行われていると思われるが、それらのプリントアウトを著作権法に照らせば、各種権利制限規定に該当しないような場合も多々あると考えられる。しかし、インターネット資料には著作者等が連絡先を明示していないことも少なくなく、許諾を得やすいとは言い難い状態にある。
具体的な問題点	日常、極めて普通に行われる行為でありながら、それらの行為の、かなりの割合が違法という状態と思われる。 インターネット資料には商業的な流通を前提としていないものも多く、厳格に許諾を得ること等が現実的なのかも検討の余地がある。
問題により不利益を被っている、困っている人又は団体等	全国民
改善提案 (解決方法及び解決による効果)	インターネット資料のうち、誰もが自由に利用できる状態のものであって、著作権者の利益を不当に害することがない場合には、インターネット資料の複製権を制限する。 これにより、一定の割合で違法状態が解消できる。また、図書館が利用者に対しインターネット情報の複製物を提供できるなど、情報流通が促進される。
根拠法	著作権法第 21 条、ほか
関連府省等	文化庁
備考	

規制、制度、慣行、又は手続等の名称	図書館間における著作物の複製物の送信に関する改善について
規制、制度、慣行、又は手続等の現状	著作権法第31条で複製が認められている図書館（以下、単に「図書館」という）において、利用者が求める資料を所蔵していない場合、所蔵している図書館から複製物を取り寄せることを行っているが、著作権法第31条においては複製権のみが制限されているため、その送付は郵送等によっている。
具体的な問題点	複製物の送付をファクシミリや電子メールなどによることができれば、より迅速、より安価に届けられるが、ファクシミリや電子メールによる図書館間の複製物の送信は公衆送信に該当すると解釈されており、技術の恩恵を受けられない。
問題により不利益を被っている、困っている人又は団体等	全国民
改善提案 (解決方法及び解決による効果)	権利者側には著作物が電子的な形態で流通し、そこから無秩序な複製が行われる懸念があると思われるが、送信を図書館間に限れば、無秩序な複製が行われることはないと言えることから、図書館間の複製物の送信について、公衆送信権を制限する。 これにより、情報化社会に適応した情報流通環境を構築する。
根拠法	著作権法第23条、第31条
関連府省等	文化庁
備考	

規制、制度、慣行、又は手続等の名称	国立国会図書館で電子化される図書館資料の利活用について
規制、制度、慣行、又は手続等の現状	平成22年1月1日から施行される改正著作権法では、国立国会図書館において資料の保存を目的とする場合、無許諾で電子化することができるようになるが、この改正において権利制限されるのが複製権のみであるため、電子化された資料の利用は極めて限定される。
具体的な問題点	資料が電子化された後は、運用次第で全国からの利用が可能になる。国立国会図書館が所蔵する資料の中には、同館で閲覧する以外に利用の方法がないような資料もあり、特にそのような資料が電子化された場合には、全国から利用できる環境に置かれなければ、せっかく電子化した情報資源が有効活用されない。
問題により不利益を被っている、困っている人又は団体等	全国民
改善提案 (解決方法及び解決による効果)	電子化された資料をネットワークにより利用させる場合、利用する側で無秩序な複製が行われないように留意する必要があるが、絶版になって久しい資料など、著作権者の利益を不当に害しないと認められる範囲について、公衆送信権を制限し、国立国会図書館が公衆送信することを可能とする。 これにより、電子化された情報資源を有効活用する。
根拠法	著作権法第21条、第23条、著作権法の一部を改正する法律(平成21年法律第53号)で新設される著作権法第31条第2項
関連府省等	文化庁
備考	

規制、制度、慣行、又は手続等の名称	国立国会図書館で記録されるインターネット資料の利活用について
規制、制度、慣行、又は手続等の現状	平成 22 年 4 月 1 日から施行される改正国立国会図書館法では、国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録が行われ、これに伴い著作権法も一部改正されるが、この著作権法改正によって権利制限されるのは複製権のみであるため、記録された資料の利用が限定される。
具体的な問題点	多くの場合、インターネット資料は更新された後は、過去の情報を参照することができない。発信者にとって過去の情報となったものであっても、利用者にとって有益なものがあるが、記録された資料は、改めて公衆送信されなければ、情報資源が有効活用されない。
問題により不利益を被っている、困っている人又は団体等	全国民
改善提案 (解決方法及び解決による効果)	記録の対象となる資料の大半は、誰もが自由に利用できたものであるはずである。重大な誤りが含まれるなど、特別な場合を除き、公衆送信権を制限し、国立国会図書館が改めて公衆送信することを可能とする。これにより、記録された情報資源を有効活用する。
根拠法	著作権法第 21 条、第 23 条、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 73 号)により新設される著作権法第 42 条の 3
関連府省等	文化庁
備考	